

## 令和8年度人材確保に向けた施策横断型プロモーション業務仕様書

### 1 委託事業名

令和8年度人材確保に向けた施策横断型プロモーション業務委託

### 2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

### 3 目的

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）では、県内の産業人材確保を図るため、「学生と企業の交流会 サガシル」をはじめとする就職関連イベントの開催、就職支援サイト「さがジョブナビ」および公式LINEの運営及び「UJI ターン就職活動交通費支援事業」「佐賀県奨学金返還支援事業」等の支援事業の実施など、様々な施策を行っている。

本事業は、施策ごとに佐賀県内外の学生やUJI ターン希望者等を対象とし、適切かつ効果的な情報発信を行うことにより、就職関連イベントへの参加者数の増加や各種就職支援サービスの認知度向上および利用促進を図ることで、県内就職およびUJI ターン就職を促進し、県内の人材確保に寄与することを目的とする。

### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする

### 5 委託業務の内容

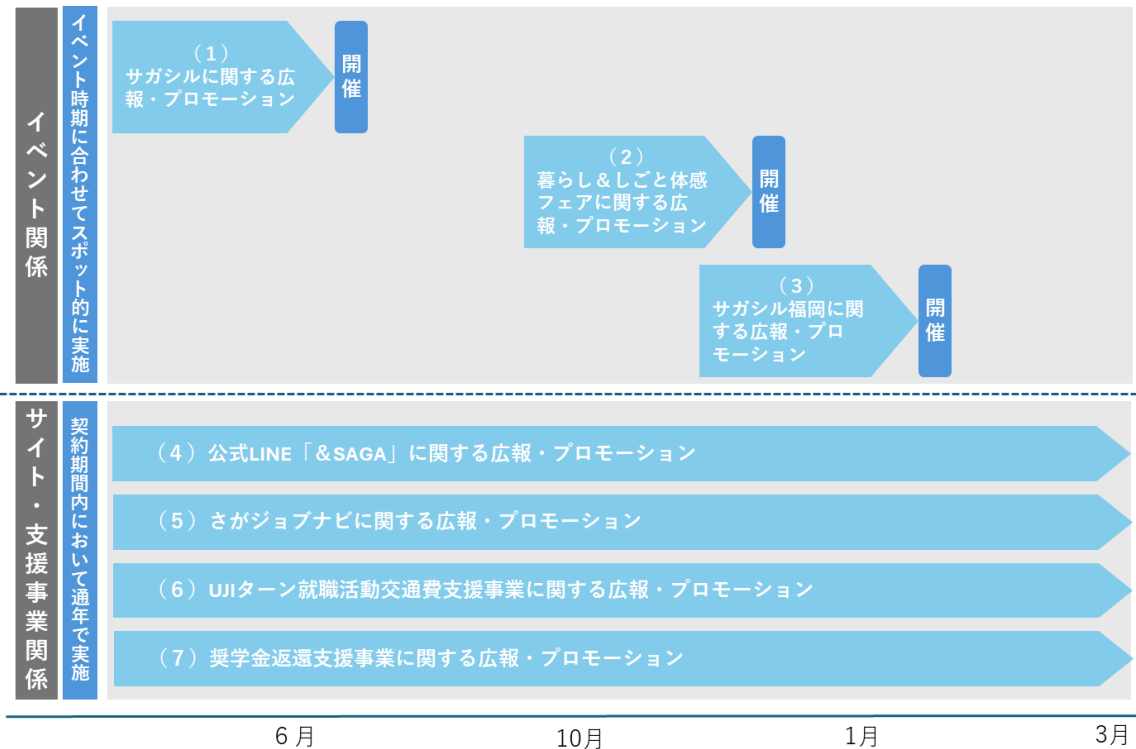
下記（1）～（7）の各イベント・サイト等の認知度向上や利用者・参加者数の増加に向け、適切な広報手法等を用いて周知・利用促進を行うこと。

なお、以下に記載の内容を標準とするが、上記の目的をより効果的に達成するため、契約額の範囲内で実施内容を追加して提案しても差し支えないものとする。

また、各種広告物については、公式ロゴマーク「&SAGA」のデザインイメージを踏まえて作成し、全体として統一性のあるものとする。また、作成した広報物は、委託者の確認を得たうえで使用すること。

（8）の冊子制作については、県のイベントや支援事業、情報収集の手段や相談窓口等の情報を網羅的にまとめたものを制作すること。

## ■ 広報事業の全体像とスケジュールのイメージ



### (1) 学生と企業の大交流会 (サガシル)

・・・佐賀県内企業約 150 社の魅力や佐賀の「暮らし」の良さを知ることができる  
“佐賀県最大級”の学生と企業の交流イベント

#### ① ターゲット

- ・佐賀県内の大学 1～3 年生
- ・福岡県・熊本県・長崎県の大学 1～3 年生

なお、佐賀県内の大学 1～3 年生をメインターゲットとする

#### ② 目的

- ・イベントの認知度を向上させるとともに、参加意欲の促進を図る

#### ③ 成果目標

- ・本事業からの参加申し込み者数：200 名以上

#### ④ 実施期間

- ・契約締結後、イベント開催日である令和 8 年 6 月 20 日（土）まで

#### ⑤ 実施内容

##### ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・配信に使用する広報素材は、委託者から提供するデータを用い、必要に応じてリサイズ等の編集を行ったうえで使用すること

イ 佐賀県内における重点的な広報

- ・佐賀県内において、多くの県民が利用する場所及び効果的な広報媒体を選定し、広報を行うこと
- ・既存の動画（縦動画・横動画）があるため、必要に応じて活用すること

ウ その他広報・プロモーションの実施

- ・上記アイの他にターゲットに訴求するために効果的な広報・プロモーション手段があれば企画提案し、実施すること

(2) 佐賀さいこう！暮らし&しごと体感フェア（仮称）

・・・東京圏において、佐賀の暮らしとしごとの魅力を一体的に発信し、佐賀への移住・二地域居住や人材確保につなげる体感型イベント

① ターゲット

- ・東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）在住の20代～40代の男女（大学生、専門学校生含む）

② 目的

- ・イベントの認知度を向上させるとともに、参加意欲の促進を図る

③ 成果目標

- ・本事業からの参加申し込み者数：50名以上

④ 実施期間

- ・秋～イベント開催日である令和8年12月13日（日）まで
- ・実施期間の詳細は委託者と協議のうえ決定する

⑤ 実施内容

ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・配信に使用する広報素材は、委託者から提供するデータを用い、必要に応じてリサイズ等の編集を行ったうえで使用すること

(3) さがを深く知る交流会 サガシル福岡

・・・福岡の大学生を対象にした、佐賀県内企業の魅力や佐賀の「暮らし」の良さを知ることができる1泊2日の学生と企業の交流イベント

① ターゲット

- ・福岡県内の大学生の主に1・2年生

② 目的

- ・イベントの認知度を向上させるとともに、参加意欲の促進を図る

③ 成果目標

- ・本事業からの参加申し込み者数：20名以上

④ 実施期間

- ・秋～イベント開催日（令和9年1月～2月を想定）まで
- ・実施期間の詳細は委託者と協議のうえ決定する

⑤ 実施内容

ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・配信に使用する広報素材は、委託者から提供するデータを用い、必要に応じてリサイズ等の編集を行ったうえで使用すること

イ 福岡県内での広報

- ・上記アの他に、福岡の学生が多く利用する場所（大学周辺の駅等）での効果的な広報・プロモーション手段を企画提案し、実施すること

(4) 公式LINE「&SAGA」(仮称)

- ・・・主に県外の大学生に向けて、佐賀県での就職に役立つ情報から、佐賀の最新情報や観光、グルメなど佐賀に関する魅力的な情報を発信

① ターゲット

- ・佐賀県外の大学生
- ・進学を控えた佐賀県内の高校生

② 目的

- ・アカウントの認知度を向上させるとともに、利用することのメリットを訴求し友だち登録の意欲促進を図る

③ 成果目標

- ・令和8年10月末までに友だち登録者数：計300人
- ・契約期間内に友だち登録者数：計600人

④ 実施期間

- ・契約締結後、契約期間中に通年実施（10月までは広報強化期間とする）

⑤ 実施内容

ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・配信に使用する広報素材を作成すること。素材のデザインについては委託者が提供するチラシデザインとテイストを合わせたものとする

イ 県主催イベント等へのブース出展

- ・県が実施するイベントにおいてブースを出展し、来場者に向けて広報及び友だち登録を促すこと
- ・ブース出展の遂行に必要なかつ適切な数の人員の配置を行うこと
- ・出展するイベントは、高校生・保護者のための県内企業合同説明会（6月6日開催）、サガシル（6月20日開催）及び高校生向け合同企業説明会（12月開催予

定) の計 3 回を想定している

- ・ 出展時間については、各回 5 ～ 6 時間程度を想定しているが、イベントごとに異なることが想定されるため、委託者と協議のうえ決定する
- ・ 出展申込み、場所の確保及びテーブル・椅子の手配は県が行う

(5) さがジョブナビ

・・・佐賀県が運営する就職情報支援サイトで、県内企業の採用情報や就職イベントの情報など就活に役立つ情報を掲載

① ターゲット

- ・ 20 代～40 代前半までの佐賀県への UJI ターンに興味・関心がある者

② 目的

- ・ サイトの認知度を向上させ、利用者の増加を図る

③ 実施期間

- ・ 契約締結後、契約期間中に通年実施

④ 実施内容

ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・ SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・ 媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・ 配信に使用する広報素材を作成すること

(6) UJI ターン就職活動交通費支援事業

・・・佐賀県外に在住する 45 歳未満の方に対し、面接等の県内企業への就職活動にかかる交通費などの費用を補助する事業居住地によって定額を支給

① ターゲット

- ・ 20 代～40 代前半までの佐賀県への UJI ターンに興味・関心がある者

② 目的

- ・ 支援事業の認知度を向上させ、利用者の増加を図る

③ 実施期間

- ・ 契約締結後、契約期間中に通年実施

④ 実施内容

ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・ SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・ 媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・ 配信に使用する広報素材を作成すること。

(7) 佐賀県奨学金返還支援事業

・・・従業員の奨学金返還を支援する企業「SAGA 奨学金返還サポート認定企業」に対し、県が補助金で応援する事業

① ターゲット

・佐賀県内外の大学生（特に福岡県や長崎県といった佐賀県出身者が多い隣県の大学生）

② 目的

・支援事業の認知度の向上及び SAGA 奨学金返還サポート認定企業の認知度向上を図る

③ 実施期間

・契約締結後、契約期間中に通年実施

④ 実施内容

ア SNS・Web 広告を活用した広報・プロモーション

- ・SNS 及び Web にて、広告配信を行うこと
- ・媒体の選定にあたっては、本事業のターゲットを踏まえ適切に行うこと
- ・配信に使用する広報素材を作成することなお、既存のチラシデザインとテキストを合わせたものとする

(8) 冊子の制作

① ターゲット

・佐賀県内外の大学生及びその保護者

② 目的

・委託者が実施しているイベントや支援事業の認知度の向上

③ 冊子の仕様及び納期

- ・B6 サイズ
- ・全ページカラー、25 ページ程度  
ページ数については委託者と協議の上、決定すること
- ・作成部数：500 部
- ・納期：令和 8 年 10 月末頃
- ・冊子と別に電子データ（PDF）による納品を行うこと
- ・配布や発送は本委託業務には含まない

④ 掲載内容

ア (1)～(7) のイベントや支援事業、情報収集の手段や相談窓口等の情報

- ・イベントや支援事業ごとに見開き 1 ページを使用する想定
- ・(1) のサガシルについては、イベント当日に現地で取材を実施しレポート記事を作成し掲載すること

イ 若者が「佐賀で働き・暮らす」ことを身近にイメージできるような、UJI ターン就職経験者への取材記事（若手社員、1 名を想定）

ウ 「佐賀で働く」ことのメリットにスポットを当てたページ

掲載内容の詳細については県と協議の上、決定すること

## ⑤ 冊子デザイン

冊子のデザイン、各ページのレイアウト・デザインを行うこと。デザインは、手に取ってもらいやすく、読みたくなるようなものとする。

## 6 事業効果の分析・検証及びフィードバック

本業務による効果を適切な方法で把握し検証を行うことまた、その分析結果についてフィードバックを行い、業務完了報告書に記載すること

フィードバックの頻度は委託者と協議のうえ決定すること

## 7 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること

## 8 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること

## 9 実績報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する実績報告書を委託元に提出し、検査を受けなければならない

## 10 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物としてデータを委託者へ提出すること

- (1) 本業務において作成した広報素材（広報媒体のデータ、その他関連資料）
- (2) その他委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 11 その他

- (1) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）があれば、委託者と協議のうえ追加をすることただし、委託金額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る
- (2) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと
- (3) 労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること
- (4) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害

者の権利利益を侵害してはならないこと

- (5) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと
- (6) 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとするただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする
- (7) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする
- (8) 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする
- (9) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとするなお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする
- (10) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない
- (11) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならないまた、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること
- (12) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする
- (13) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議での協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある